

入札説明書

平成2年札幌市告示第4971号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和2年9月4日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市環境局環境事業部施設管理課管理係（電話011-211-2922）

3 入札に付する事項

(1) 物 品 名 雑がみ選別センター受電設備等修繕

(2) 数 量 一式

(3) 規 格 等 仕様書のとおり

(4) 納 入 期 限 令和2年11月27日

(5) 納 入 場 所 中沼雑がみ選別センター（札幌市東区中沼町45番地19）

(6) 入 札 方 法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事由の発生の日から3年を経過していない者

（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする）

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

(2) 平成30～令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されている者であること。

- (3) 建設業許可において、「電気工事業」の許可を受けている者であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札説明書等に対する質問と回答

(1) 質問について

入札説明書及び仕様書に対する質問がある場合には、次に従い、別紙4により提出すること。

ア 提出期間

告示日から 令和2年9月10日 17時15分 まで。

イ 提出場所

上記2の契約担当部

ウ 提出方法

書面は持参か、送付又はファックスにより提出すること。

ただし、持参する場合は、上記アの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで。

(2) 回答について

原則として 令和2年9月15日 までに本市環境局インターネットホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

6 入札参加について

- (1) 入札参加条件については、上記4により定めているが、参加を希望する場合は4(3)に掲げる競争参加資格を有することを証明する書類（許可証等）を下記のとおり提出すること。なお、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 提出期限

令和2年9月16日(水) 15時00分

証明書類に入札参加送付書(別紙6)を添付し、を添付し、上記2の契約担当部へ持参又は送付すること。(持参の場合も送付書は必須。送付の場合は必着のこと。)

7 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記2に同じ。

- (2) 入札書の受領期限

令和2年9月18日(金) 10時00分

上記2の契約担当部へ持参又は送付すること(送付の場合は必着のこと)。

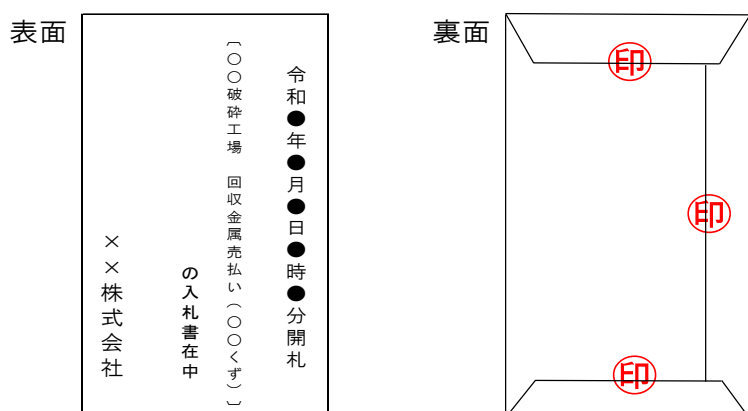
- (3) 入札書の提出方法

ア 入札書は別紙1にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名

(法人の場合はその名称又は商号)及び「 令和2年9月18日 14時00分開札

〔雑がみ選別センター受電設備等修繕〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

図) 入札書提出時の封筒について



イ 郵便により提出する場合は二重封筒として、外封に「令和2年9月18日14時00分開札〔雑がみ選別センター受電設備等修繕〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印すること。

イ 入札1回目から代理人が入札する場合は、入札書の受領期限までに代理委任状(様式2)を提出すること。再度の入札において代理人が入札する場合は、再度の入札の際に代理委任状を提出すること。

ウ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

令和2年9月18日(金) 14時00分

札幌市役所12階環境局会議室

(8) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(様式2)を提示しなければ

ならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、その場で再度の入札を行う。開札時に入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札者又はその代理人は再度の入札に参加することができない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

8 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

要。ただし、札幌市契約規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(5) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 契約書(案) 入札説明書別紙5のとおり

(7) 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

入札書

入札金額	金 円
調達件名	雑がみ選別センター受電設備等修繕

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

年 月 日

(あて先)

札幌市長

住 所

入札者

氏 名

印

代理人

氏 名

印

備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。

2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

【記載要領】

入 札 書

希望金額の100/110の数字を記載してください。

入 札 金 額	金 円
調 達 件 名	

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

日付は、入札書を記載した日付で記載願います。
※開札日ではありませんのでご注意ください。

年 月 日

(あて先)
札幌市長

法人の住所、法人名、代表者名を記載して捺印してください。

住 所

入札者

氏 名

印

代理人

氏 名

印

備考 1 代理人が入札を行う場合には、代理人名を記載して捺印してください。(ただし、金額の訂正はできない。)

入札 1 回目から代理人が入札を行う場合には、代理人名を記載して捺印してください。

2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

委任状

年 月 日

(あて先)
札幌市長

住 所
委任者 商号又は名称
職・氏名 印

調達件名 雑がみ選別センター受電設備等修繕

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者 氏 名 印

備考1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。

2 代理人（受任者）の印は、入札（見積）書に使用する印と同一の印を使用すること。

3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

【記載要領】

委任状

委任を受けた日付を記載してください。
※入札 1 回目から委任を受けた場合は、
入札書を記載した日付以前の日付。
※開札日に委任を受けて立会する場合は、
開札日。

年 月 日

(あて先)

札幌市長

法人の住所、法人名、代表者名を記載して捺印してください。

住 所

委任者 商号又は名称

職・氏名

印

調達件名

物品名を記載してください。

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任します。

記

代理人の名前を記載し捺印してください。

受任者 氏 名

印

備考 1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。

2 代理人（受任者）の印は、入札（見積）書に使用する印と同一の印を使用すること。

3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

消費税及び地方消費税免税事業者申出書

年 月 日

(あて先)
札幌市長

住 所
申立人 商号又は名称
職・氏名 印

私は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方消費税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者であることを、ここに申し出ます。

備考 入札（見積合せ）に参加のうえ、落札（決定）者となり、消費税及び地方消費税の免税事業者である場合、速やかに提出すること。

消費税及び地方消費税免税事業者申出書

開札日の日付を記載してください。

年 月 日

(あて先)

札幌市長

住 所

申立人 商号又は名称

職・氏名

印

私は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方消費税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者であることを、ここに申し出ます。

備考 入札（見積合せ）に参加のうえ、落札（決定）者となり、消費税及び地方消費税の免税事業者である場合、速やかに提出すること。

質 疑 応 答 書

(あて先) 札幌市長

物品の名称を記載してください。

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

FAX番号

(物品名)

質 問 事 項	回 答
<p>会社の住所、会社名、代表社名、電話番号、FAX番号を記載し、質問事項を記載のうえ、契約担当部局に提出してください。</p>	

契 約 書

物品名 雑がみ選別センター受電設備等修繕

数量 一 式

上記の物品の購入について、札幌市（以下「発注者」という。）を買主とし、
（以下「受注者」という。）を売主として、次のとおり売買契約を締結

- 1 契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 2 納入期限 令和2年11月27日
- 3 納入場所 中沼雑がみ選別センター（札幌市東区中沼町45番地19）
- 4 検査場所 中沼雑がみ選別センター（札幌市東区中沼町45番地19）
- 5 仕様及び設計図等 別添のとおり
- 6 契約保証金 納付（ただし、札幌市契約規則第25条各号のいずれかに
該当する場合は免除することがある。）
- 7 その他の事項 別添契約約款のとおり

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、
各自1通を所持する。

令和2年 月 日

発注者 札幌市
代表者 市長秋元克広

受注者 住所
氏名

札幌市物品修繕契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の物品（以下「物品」という。）の修繕契約に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする物品の修繕契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。
- 2 受注者は、発注者からの引取依頼に基づき、発注者が都度指定する引取期限までに物品を引取ったうえで、その売買代金（契約単価に第5条の確定数量を乗じて得た額に、第4条の物品の引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める率を乗じて得た額を加算した額をいう。以下同じ。）を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この約款に定める承諾、請求、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

(契約保証金)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額（発注者があらかじめ示した予定数量に契約単価を乗じて得た額に、当該金額に消費税及び地方消費税の額として契約を締結した時点において適用される税率を乗じて得た額を加算した金額のことをいう。以下同じ。）の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(引取期限等)

- 第4条 受注者は、発注者から物品の引取依頼の通知があったときは、遅滞なく発注者が指定した場所で引渡しを受けるものとする。
- 2 物品の引取りに要する費用は、受注者の負担とする。

(数量の確定)

- 第5条 仕様書の定めによるほか、発注者から受注者へ指示があった場合は、公認の計量証明事業所に備えられた計量器又は発注者の指示した方法で計量した物品の数量をもって確定数量とする。

(売買代金)

- 第6条 受注者は、売買代金を発注者の指定する方法及び支払期限内に支払わなければならない。
- 2 受注者の責めに帰する事由により前項の支払いが遅れたときは、その未納分について期限満了の翌日から起算して支払済みの日までの日数について、札幌市債権管理条例（平成24年条例第3号）第8条の規定に基づき計算した額を違約金として発注者に支払わなければならない。

(物品の引取遅延の承認)

- 第7条 受注者は、物品の引取りについて、天災その他の受注者の責めに帰することができない事由により引取遅延のおそれがあるときは、直ちにその事由を発注者に届け出て遅延の承認を求めなければならない。

(危険負担)

- 第8条 第4条の引渡しの前（第7条の規定に基づき遅延の承認を受けた場合は、当該承認後の日における引渡しの前。）に生じた物品の亡失、き損等は、すべて発注者の負担とする。

(契約不適合責任)

- 第9条 受注者は、物品の引渡し後、物品の種類、品質又は数量に関して仕様書等の内容に適合しない状態があるところを発見しても、発注者に対し履行の追完、売買代金の増減及び損害賠償並びに契約の解除を請求することができない。

(談合行為に対する措置)

第10条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の100分の20に相当する額を発注者に支払わなければならない。契約期間が満了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(事情変更)

第11条 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、発注者と受注者とが協議のうえ、契約単価の変更を行うことができる。

(契約の解除等)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 支払期限までに売買代金の全部又は一部を支払わないとき。

(2) 前号の場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 売買代金の支払いが不能であるとき。

(2) 売買代金の支払いを拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 売買代金の一部の支払いが不能である場合又は売買代金の一部の支払いを拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

(7) 第3条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受注者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め

られるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除された場合については、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができない。

4 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者は、契約金額の100分の10（発注者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）に相当する金額を賠償金として請求することができる。

(1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第2条の規定により契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる

（発注者に対する損害賠償）

第14条 受注者は、この契約の履行に当たり、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合には、前条の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、発注者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（契約保証金の返還等）

第15条 発注者は、契約期間が満了したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第16条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第17条 受注者は、この約款に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 この約款に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

入札参加資格送付書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

電話番号

先に告示のあった下記の調達にかかる一般競争入札への参加を希望しますので、別添のとおり入札参加資格書類を送付します。

なお、送付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

調達件名

(1) 提出書類 (該当するものにチェックを記入してください。)

- 過去の業務実績についての証明 (契約書、業務完了届等の写し)
- 業務に必要な資格に関する証明 (該当資格免許証、許可証等の写し)
- その他 (※具体的な書類名を記入)

(2) 提出枚数

.....枚 (本書を含まない。)

(記載方法)

様式 8

入札参加資格送付書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

会社の住所、会社名、代表者名、担当者名、電話番号を記入し、代表者印を押印してください。

住 所
商号又は名称
代表者氏名

担当者
電話番号

印

先に告示のあった下記の調達にかかる一般競争入札への参加を希望しますので、別添のとおり入札参加資格書類を送付します。

なお、送付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

調達件名

対象業務の名称を記載してください。

(1) 提出書類 (該当するものにチェックを記入してください。)

- 過去の業務実績についての証明 (契約書、業務完了届等の写し)
- 業務に必要な資格に関する証明 (該当資格免許証、許可証等の写し)
- その他 (※具体的な書類名を記入)

提出書類の枚数を記載してください。

(2) 提出枚数

.....
枚 (本書を含まない。)